

事例検討

出典：内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進」相談対応ケーススタディ集

「不当な差別的取扱い」法的判断の検討プロセスフロー

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

Q1 事業者の対応は、事業（財・サービスや各種機会の提供等）を行うに当たり行ったものですか？

Yes 事業を行うに当たり行ったもの

No 事業での対応に関係ない

Q2 事業者の対応には、障害を理由とする、障害者でない者と比べた異なる取扱いがありますか？

Yes ある

No ない

Q3 事業者の対応は、障害者、事業者、第三者の権利利益等の観点から、正当な理由によるものと判断できるでしょうか？

正当な理由の判断の視点

（以下の①と②両方を満たせば「正当な理由あり」）

- ① Q2の異なる取扱いは、客観的に見て正当な目的の下に行われたものか
・障害者、事業者、第三者の権利利益の観点から検討
（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）
- ② その目的に照らしてやむを得ないといえるか
・①の目的のために必要な範囲のものとなっているか？
・必要な範囲を超え不必要な制限を課すものとなっていないか？

No 正当な理由なし

Yes 正当な理由あり

事業者の対応は「不当な差別的取扱い」に該当

事業者の対応は「不当な差別的取扱い」に該当しない

障害者から申出があった場合には「合理的配慮の提供」を検討

1. 不当な差別的取り扱いの考え方

Q1	事業者の対応は、事業(財・サービスや各種機械の提供等)を行うにあたり行ったものか。
Q2	事業者の対応には、障害を理由とする、障害者でない者と比べた異なる事業者の取り扱いがあるか。
Q3	事業者の対応は、障害者、事業者、第三者の権利利益等の観点から、 正当な理由 によるものか。 <u>Q2</u> の異なる取り扱いが、 ①客観的に見て正当な目的のもとに行われたものである。 ②その目的に照らしてやむを得ないと言えること。

1「不当な差別的取扱い」ケース

Case: ペースメーカー利用者がスポーツジムの入会を断られた

- 障害種別: 内部障害(ペースメーカー利用者)
- 生活場面: スポーツジム(所管省庁: 経済産業省)
- 相談内容:
 - 内部障害者(ペースメーカー利用)の方からの説明は以下のとおり。

スポーツジムが提供するフィットネスプログラムを利用したいと思い、複数のプログラムを用意しているスポーツジムに入会の申込みを行った。

申込み時にペースメーカー利用者であることを事業者に申し出たところ、器具の利用やプログラムへの参加によって、相談者の身体へ負担がかかり体調不良になってしまう懸念があることから、入会を遠慮していただきたいと言われた。

相談者は、ペースメーカーを使用し始めて5年ほど経過している。普段から、主治医とも相談しつつウォーキングやランニングを行っており、ペースメーカー植込み位置に近い筋肉を長時間動かす運動や、激しく身体がぶつかり合う運動でなければ、適度な運動は主治医から認められていた。

このため、スポーツジム入会後は、自身の体調に影響を及ぼさないことが見込まれる、音楽に合わせて身体を動かすプログラムに参加することを検討していた。

➤事業者からの説明は以下のとおり。

スポーツジムでの運動により相談者の身体への負担がかかることが懸念されたことから、「利用者本人の安全」を確保するために断らせていただいた。

事業者は、以前ジムを利用していたペースメーカー利用者が別のプログラム参加中に体調を崩し、その後退会した実績があったことから、同様の事態が生じることを懸念し、入会を断っていた。

例：ペースメーカー利用者がスポーツジムの入会を断られた

Q1：事業者の対応は、事業(財・サービスや各種機会の提供等)を行うにあたり行ったものか。

当該スポーツジムへの入会を希望する相談者に対して入会を断ったことから、事業を行うにあたり行った。

Q2:事業者の対応には、障害を理由とする、障害者でないものとは比べた異なる事業者の取り扱いがあるか。

- 内部障害を理由として、入会の申し込みを拒否して、障害者でないものとは比べて異なる取り扱いをしている。

Q3:事業者の対応は、障害者、事業者、第三者の
権利利益等の観点から、正当な理由によるもの
のか。

①客観的に見て正当な目的のもとに行われたものであるか

- ・事業者が主張する「利用者の安全の確保」の根拠は過去の経験のみであり、相談者の個別事情は考慮されていない。個別のケースごとに判断したものではない。
- ・医師から認められている範囲の運動であり、プログラムに参加した場合であっても、相談者が体調を崩す可能性は低い。

Q3:事業者の対応は、障害者、事業者、第三者の権利利益等の観点から、正当な理由によるものか。

②その目的に照らしてやむを得ないと言えるか。

- 普通の運動なら可能なケースであるのに、個々のプログラムの参加可否を検討するのではなく、スポーツジムへの入会そのものを拒否しており、必要な範囲を超えた対応をしている。

結論

- ①相談者本人の身体の状態を考慮せずに「利用者本人の安全の確保」を理由に入会拒否を行っている。
- ②個々のプログラムの参加可否を検討するのではなく、スポーツジムへの入会そのものを拒否している。



この事例での事業者の対応は正当な理由がなく、「**不当な差別的取り扱い**」に該当する。

「合理的配慮の提供」法的判断の検討プロセス フロー

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条（略）

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

※改正法により、令和6年4月1日から義務化（改正後の条文は以下のとおり）

第八条（略）

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

Q1 障害者から事業者に対し、事業（財・サービスや各種機会の提供等）を行うに当たり社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明がありましたか

Yes ある

・本人からの求め
・家族や支援者・介助者等からの求め（本人からの意思表示が困難な場合）

No ない

Q2 求められている配慮は、社会的障壁の除去について「必要かつ合理的な配慮」に該当しますか

必要かつ合理的な配慮とは

（以下の3つ全てを満たす必要がある）

- 事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、
- ①必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
 - ②障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
 - ③事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

Yes 該当する（①～③全てを満たす）

No 該当しない（①～③を満たさない）

Q3 求められている配慮は「過重な負担」に該当しますか

過重な負担の判断の要素等

- ・ 事業への影響の程度
- ・ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ・ 費用・負担の程度
- ・ 事務・事業規模
- ・ 財政・財務状況

Yes 該当する

No 該当しない

Q4 建設的対話により、どのような代替案が考えられますか

合理的配慮の提供

2・合理的配慮の提供ケースの考え方

Q1	障害者から事業者に対し、事業(財・サービスや各種機会の提供等)を行うに当たり社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があったか。
Q2	求められている配慮は、社会的障壁の除去について「必要かつ合理的な配慮」に該当するか。(事業の目的・内容・機能に照らす) ①必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られる。 ②障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものである。 ③事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばない。
Q3	求められている配慮は「過重な負担」に該当するか。
Q4	建設的対話により、どのような代替え案が考えられるか。

2「合理的配慮の提供」ケース

Case:発達障害(聴覚過敏)のある子供が通う習い事教室に遮音対応を断られた

- 障害種別:発達障害
- 生活場面:子供向けの習い事教室(所管省庁:経済産業省(経済産業省の所掌外のものを除く))
- 相談内容:

➤ 発達障害のある子供の保護者からの説明は以下のとおり。

子供向け習い事教室に子供を通わせているが、その講師から、児童が習い事中に興奮して叫ぶことがあるとの連絡があった。子供は自閉症と診断されており、特定の音に対する聴覚過敏がある。習い事教室は飛行機の音がよく聞こえる場所にあり、教室が開講している時間帯は飛行機が1、2回程度飛ぶこともあることから、飛行機の音に反応して興奮してしまっていると考えられる。

このため、子供が落ち着いた状態で過ごせるよう、教室の窓を防音窓にしてほしいと依頼したところ、対応が難しいと断られてしまった。

なお、相談者の子供は普段イヤーマフを使用することもあるが、習い事では音声教材等を利用する機会が多いことから、習い事の支障とならないよう、イヤーマフを持ち込んでいなかった。

➤ 事業者からの説明は以下のとおり。

教室の窓を防音窓に変えることは、資金がなく対応が難しいことから断ったものである。

生徒から徴収している月謝には施設利用費に相当する額は含まれていない。

市の相談窓口担当者は、防音窓の設置は一般的には障害者差別解消法第5条の「環境の整備」の対応に該当するものとも考えたが、相談者の相談内容から、防音窓の設置を求めているのは、「落ち着いて過ごせなくなる飛行機の音」という社会的障壁を除去するために部屋を遮音する防音窓の設置を求めていることから、相談者の求める「防音窓の設置」が「合理的配慮」として適切かどうか検討することとした。

例：発達障害(聴覚過敏)のある子どもが通う事業室に遮音対応を断られた。

Q1:障害者から事業者に対し、事業(財・サービスや各種器械の提供等)を行うに当たり社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があったか。

- ・障害者の保護者からの求めがあったため、事業を行うにあたり、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明はあった。

Q2:求められている配慮は、社会的障壁の除去について「必要かつ合理的な配慮」に該当するか。

①必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られる。

・遮音の措置は「習い事教室で受講者に指導する」という本来の業務を行うにあたり、習い事に集中できるような環境の提供という本来の業務に関連するものであり、「本来の業務に付随するもの」と考えられる。

Q2:求められている配慮は、社会的障壁の除去について「必要かつ合理的な配慮」に該当するか。
②障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのもの。
③事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばない。

- ・保護者の希望する「防音窓の設置」は②および③に該当するため、何らかの合理的配慮の提供が必要。

Q3:求められている配慮は「過重な負担」に該当するか。

- ・保護者が求めている「防音窓の設置」は、過重な負担に該当し、改めて他の防音手法の検討が必要。



建設的対話

Q4:建設的対話により、どのような代替え案が考えられるか。

・障害者・事業者双方がお互いの状況の理解に努め、普段本人が行っている対策や、事業者が対応可能な取組等、柔軟に対応策を検討する。

・対応案

【相談者】

子どもにはイヤーマフを持ってきてもらう

飛行機が通過することが見込まれる時間帯にはイヤーマフを装着する

【事業者】

出席している授業では窓を閉める

イヤーマフの装着を手伝う

装着時の声掛け ……など

「環境の整備」について

- ・今回の事例では防音窓の設置は、「必要とされる範囲」を超える対応となることから、「合理的配慮」には該当しないとされた。(環境の整備の必要性に該当しない)
- ・ただし、今後も同様の要望が見込まれる場合には、環境の整備の実施の可能性について、事業者を検討を促すことが考えられる。